

第32回（平成29年3月6日）

○福浦総務課長 それでは、定刻となりましたので会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席でございます。

以後の会議の進行につきまして、堀部委員長にお願いいたします

○堀部委員長 ただいまから、第32回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は2つです。

議題1「海外出張報告」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 本日は、第35回APEC電子商取引運営グループ（ECSSG）会合及びデータプライバシーサブグループ（DPS）会合の出張報告をいたします。

本年2月22日から25日にかけて、ベトナムのニャチャンにおいて第35回APEC ECSSG会合及びDPS会合が開催されまして、事務局職員が参加いたしました。

当会合においては、APECが推進している越境プライバシールール（CBPR）システムに係る取組の進捗報告等が行われ、韓国から、正式に参加意思を表明した旨の説明がありましたほか、台湾からも参加を検討中である旨の発言等がございました。

我が国からは、5月30日の改正個人情報保護法の全面施行に伴う個人情報保護委員会への監督権限の一元化について説明を行いますとともに、CBPR参加促進のための日本国内でのセミナーの開催実績等について説明を行いました。

報告は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見をお願いします。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 CBPRシステムについては、韓国が参加申請をしたということに続きまして、台湾も参加を具体的に検討中ということで、アジア各国、地域での広がりがようやく進んできたということで、非常に期待ができると思っております。

この機会を生かして、個人情報保護委員会としては、我が国におけるアカウントビリティ・エージェントでありますJIPDECとしっかり連携をして、CBPRの普及、推進に取り組んでいくことが非常に重要だと思います。よろしくをお願いします。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

CBPRシステムという、APECの中でお互いに個人データのスムーズな流通ができるような取組が今後進んでいくことが確認されたということで、大変有意義な会議だったのではないかと思います。

最も大きな会議としては、プライバシーコミッショナー会議というものがありまして、今年は香港で9月に開かれますが、委員会としては国際的取組を積極的に進めていきたいと思っております。

次に、議題2「その他」です。幾つかあります。

1件目は「公的年金業務等に関する事務全項目評価書（2次評価）の公表について」、

事務局から説明をお願いします。

○事務局 厚生労働大臣の公的年金業務等に関する事務全項目評価書（2次評価）について、前回の委員会において承認されたところですが、承認の際に決定された「個人情報保護委員会による審査欄」への記載事項については、評価実施機関において評価書に反映しております。

今般2月22日付けでマイナンバー保護評価Web及び評価実施機関のホームページにて評価書が公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、報告いたします。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

何か質問、御意見はありますか。よろしいですか。

次に、2件目ですが、公的年金業務等に関する事務全項目評価書（3次評価）の実施時期協議について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 特定個人情報保護評価指針第6の1（1）のイにおいて、委員会による承認が必要な特定個人情報保護評価の実施時期については、システムの要件定義の終了までに実施することが困難な場合は、委員会とあらかじめ協議の上、実施時期を決定できるとされています。これに基づき、協議依頼が厚生労働省から提出されておりますので、説明いたします。

厚生労働大臣が実施する公的年金業務等に関する事務について、システムの開発スケジュールは、システムの要件定義終了の時期が平成29年2月であり、また、プログラミングの開始時期は平成29年4月下旬以降を予定しております。今般の3次評価に当たっては、各種届け書に個人番号欄を追加することに関して、届け書の画像データ化、システムチェックによる審査、個人番号による入力処理及び電子決裁等を行うためのシステム開発、国の機関及び地方公共団体等との情報連携に際して、外部情報連携機関への情報の照会及び年金給付関係情報の提供等を行うためのシステム開発を行う必要があります。

当該システム開発に係る要件定義については、平成27年に完了するスケジュールで進めていたましたが、平成27年5月に日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案が発生し、その対応が急務かつ必須であったことなどから、要件定義終了までに特定個人情報保護評価を実施することが不可能となりました。また、事案発生を受けて、情報セキュリティ等の観点から、要件定義自体も見直す必要が生じました。

その後、平成27年9月の番号法改正により機構における個人番号の利用が停止され、この停止期間中において機構は特定個人情報を取り扱う事務の実施時期等の見直しを行うとともに、情報セキュリティ対策の抜本的な強化に取り組んできました。

平成28年11月11日に個人番号の利用停止期間を解除する政令が公布され、機構の番号利用停止が解除されたこと等を受けて、特定個人情報保護評価の実施について再開いたしました。再開後、2次評価については2月22日に公表したところですが、3次評価に係る事務においては、平成30年初頭に各種届け書に個人番号欄を追加する予定としており、これ

に関するシステム改修については本年4月下旬以降にプログラミングを開始する必要があるため、2月に要件定義の見直しを終了したところです。

しかし、当該事務については、詳細なリスク対策等を検討する必要があったため、要件定義の見直し終了までに特定個人情報保護評価を実施することが困難でした。そこで、4月下旬以降から開始されるプログラミングの前に3次評価を行うことにしたものです。

このため、3月2日付け年管企発0302第1号にて、厚生労働省から特定個人情報保護評価の実施時期について協議依頼が提出されております。

以上のとおり、厚生労働大臣が実施する特定個人情報保護評価の実施時期について、要件定義終了までに一連の評価の手続が終了しないことから、プログラミングの開始前に実施することで差し支えないか、お諮りしたいと思います。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたらお願いします。

特にないようですので、厚生労働大臣の特定個人情報保護評価の実施時期については、プログラミング開始前の適切な時期に実施することで差し支えないこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにいたします。

厚生労働大臣に対して、事務局からその旨をお伝えください。

○事務局 厚生労働大臣に対して、この旨を伝えます。

○堀部委員長 よろしくお願いします。

本日の議題は以上です。

本日の会議資料につきましては準備ができ次第、委員会のホームページに公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。本日の会議は閉会します。

今後の日程につきまして、福浦総務課長から説明をお願いします。

○福浦総務課長 次回は、3月15日水曜日の14時から、この会議室で行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。

以上でございます。本日は、誠にありがとうございました。

○堀部委員長 ありがとうございます。